○久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成22年7月13日
条例第234号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせるため、指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条　市長は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(1)　公の施設の概要
(2)　申請することができる団体の資格（以下「申請資格」という。）
(3)　申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
(4)　指定管理者に行わせる業務（以下「管理業務」という。）の範囲
(5)　指定管理者に管理を行わせる期間
(6)　指定管理者の選定基準及び方法
(7)　施設の利用料金に関する事項（利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。）
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（申請）

第3条　前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて申請期間内に、市長に申請しなければならない。

(1)　申請資格を有していることを証する書類
(2)　当該団体の組織及び財務の状況を説明する書類
(3)　法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
(4)　管理業務の実施に関する事業計画書及び収支計画書
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（選定方法等）

第4条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定基準を満たす団体のうち、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、適当と認められる団体がない場合には、選定しないものとする。

(1)　利用者の平等な利用が確保できること。
(2)　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な施設運営ができること。
(3)　公の施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な施設運営ができること。

(4)　施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営基盤を有していること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、施設の性質等に応じて市長が必要と認めること。

(選定結果の通知)

第5条　市長は、前条の規定により指定管理者の候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請した団体(以下「申請団体」という。)に通知するものとする。

(再度の選定)

第6条　市長は、前条の通知をした後、第8条第1項の規定により指定管理者の指定をするまでに、第4条の規定により選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事態が生じたときはその選定を取り消し、申請団体(当該候補者を除く。)の中から再度同条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。

(募集によらない選定)

第7条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。
(1)　公の施設の性質等により公募に適さないと認めるとき。
(2)　第2条の規定による公募に対し応募者がないとき。
(3)　第4条ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定しないとき。
(4)　前3号に掲げるもののほか、公募により難い特別な事情があるとき。

2　第4条の規定は、前項の規定による候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定等)

第8条　市長は、第4条、第6条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2　市長は、前項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

3　指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

4　市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準)

第9条　指定管理者は、その管理する公の施設に関する条例、規則その他市長が定めるところに従い、当該施設を管理しなければならない。

2　指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者は、久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)第28条第2項の規定を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。

(協定の締結)

第10条　指定管理者の指定を受けた団体は、市長と次に掲げる事項について公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(1)　指定期間に関する事項

(2)　管理業務に関する事項

(3)　利用料金に関する事項(利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。)

(4)　管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

(5)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第11条　市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2　市は、指定管理者が前項の規定により処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3　第8条第2項の規定は、第1項の規定による指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

(事業報告書)

第13条　指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を、市長に提出しなければならない。

(1)　当該公の施設に関する業務の実施状況及び利用状況

(2)　使用料又は利用料金の収入実績

(3)　当該公の施設の管理に係る経費の収支状況

(4)　前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

（指定管理者による公の施設の現状変更等）
第14条　指定管理者は、公の施設の改修、増設その他市長が定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
2　指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、又は第12条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理する公の施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
（損害賠償義務）
第15条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
（指定管理者候補者選定委員会の設置）
第16条　第4条の規定により指定管理者の候補者の選定に関する審議をするため、久喜市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（委員会の所掌事項）
第17条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。
(1)　指定管理者の候補者の選定に関すること。
(2)　第12条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止に関すること。
(3)　前2号に掲げるもののほか、指定管理者に係る重要事項に関すること。
（委員会の組織等）
第18条　委員会は、委員6人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1)　学識経験を有する者
(2)　副市長
(3)　当該公の施設の所管部長
3　委員会の委員の任期は、市長が委嘱した日から委員会における指定管理者の候補者の選定が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
5　委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
6　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
8　委員は、指定管理者の指定の申請を行った団体の役員又はこれに準ずる者であるときは、当該指定管理者の候補者の選定について審議することができない。
（委員会の会議）
第19条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。
2　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3　委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。
（委員会の庶務）
第20条　委員会の庶務は、財政部改革推進課において処理する。
（教育委員会所管の公の施設への適用）
第21条　この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。
（委任）
第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日の前日までに、久喜市放課後児童クラブ条例（平成22年久喜市条例第122号）、久喜市心身障がい児通園施設条例（平成22年久喜市条例第125号）、久喜市偕楽荘条例（平成22年久喜市条例第129号）、久喜市障害者デイケア施設条例（平成22年久喜市条例第137号）、久喜市知的障害者更生施設条例（平成22年久喜市条例第141号）、久喜市営釣場条例（平成22年久喜市条例第165号）、久喜総合文化会館条例（平成22年久喜市条例第171号）、久喜市都市公園条例（平成22年久喜市条例第209号）及び久喜市総合体育館条例（平成22年久喜市条例第210号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
（久喜市放課後児童クラブ条例の一部改正）

3　久喜市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市心身障がい児通園施設条例の一部改正）

4　久喜市心身障がい児通園施設条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市偕楽荘条例の一部改正）

5　久喜市偕楽荘条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市障害者デイケア施設条例の一部改正）

6　久喜市障害者デイケア施設条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市知的障害者更生施設条例の一部改正）

7　久喜市知的障害者更生施設条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市営釣場条例の一部改正）

8　久喜市営釣場条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜総合文化会館条例の一部改正）

9　久喜総合文化会館条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市都市公園条例の一部改正）

10　久喜市都市公園条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（久喜市総合体育館条例の一部改正）

11　久喜市総合体育館条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略